

商工会は行きます。聞きます。提案します。

さぽ〜と



第98号 南丹市商工会だより

- 発行者 -

南丹市商工会

南丹市八木町八木東久保 28-1

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734



新年のごあいさつ

南丹市商工会 会長 寺田 弘和

新年あけましておめでとうございます。

商工会員の皆様並びにそのご家族、従業員の皆様方におかれましては、輝かしい新春をお迎えになられましたことを心よりお慶び申し上げます。旧年中は南丹市商工会に、格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。本年も相変わらぬご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、新年早々に発生した能登半島地震、また翌日には羽田空港でその支援に際しての惨事発生の報道があり、お亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

昨年を振り返りますと、政府が新型コロナウイルス感染症の位置付けを5類へ移行したことを契機に、観光業を中心に経済活動が活発化し、景気回復が緩やかに進みました。南丹市では、5月に「京都・南丹園部城祭り」、台風の為に順延となりましたが、9月に「大堰川フェスティバル」を皆様のご支援ご協力を持ちまして無事に実施できましたことに対し、重ねて御礼申し上げます。本年も皆様のお力添えを何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、令和5年の今年の漢字は「税」。2014年に続き2回目の選出という事でした。増税議論、定額減税、インボイス制度、ふるさと納税など「税」に関わる論議が活発に行われた年だったと思います。発表の折に貫主が「少しずつ出し合ってよい環境を作る、税は世の力になりうる」と述べられていたのが印象的でした。コロナ感染が広がり始めたときに各事業所は多くの補助金・助成金を頂き、助けていただいたかと存じます。今後はしっかり経済活動を通じて義務を果たし、世の中を回していけたらと思いますので、その税の使い道についても国民を幸せにする税であってほしいと願っているところです。

世界情勢は、各地で長引く紛争で混んとしておりますが、南丹市商工会の代表として、みんながなごむ(和む)まちの賑わいの為に旗を振り尽力いたしますので、それぞれの立場でご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、年頭のごあいさつと致します。本年もどうかよろしくお願い申し上げます。



目次

- 南丹市小規模企業支援事業補助金交付について
- 南丹市省エネ機器等導入支援事業補助金【第2弾】について
- 南丹市子育て支援事業オリジナル商品券の発行について
- 壮青年部・青年部・女性部からのお知らせ
- 小規模企業共済のすすめ

 南丹市小規模企業支援事業補助金交付について

南丹市では、市内の小規模企業者の方々の経営安定のため、対象資金の融資を受けた場合の利子の補給と京都信用保証協会の信用保証料の助成制度を行っています。

融資制度名			限度額
対象融資制度	1	(株)日本政策金融公庫：経営改善貸付制度	2,000 万円
	2	京都府：小規模企業おうえん資金（ベース枠・ステップアップ枠）	2,000 万円
	3	京都府：あんしん借換資金（セーフティネット枠・緊急枠）	8,000 万円
	4	(株)日本政策金融公庫：新規開業資金	4,800 万円
	5	(株)日本政策金融公庫：女性・若者／シニア起業家資金	4,800 万円
	6	(株)日本政策金融公庫：事業承継・集約・活性化支援資金	4,800 万円
	7	京都府：開業・経営承継支援資金	8,000 万円
<対象外の融資制度>			
※特別利子補給制度を受けた融資制度（実質無利子・無保証料）等			
・(株)日本政策金融公庫：新型コロナウイルス対策マル経融資及び感染症特別貸付 (令和4年9月30日以前分)			
・新型コロナウイルス感染症対応資金及び伴走支援型経営改善おうえん資金 など			
対象者	この補助金の交付を受けられる小規模企業者（常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあっては5人）以下の法人又は個人。）の資格は次の全てを満たす方となります。 (1)市内に主たる事業所を有する者 (2)市税を完納している者 (3)南丹市商工会の会員		
利子補給額	令和3年1月1日から令和5年12月31日までに新規に借り入れた対象の各融資の令和5年1月1日から令和5年12月31日までに支払った利子額（延滞等に係る利子は除く。）の2分の1以内。（千円未満切捨て） 上記対象融資制度「1 から 3」 のみの場合、上限 5 万円。		

※	ただし、対象融資制度「1 から 3」と「4 から 7」の制度と併せて受ける場合は、上限 10 万円とする。（例：1 と 4 など）「4 から 7」の場合は上限 10 万円とする。
保証料助成	令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までに新規に借り入れた対象の各融資の初回に支払った保証料の 2 分の 1 以内 (千円未満切捨て、上限 5 万円)
申請手続き	令和 6 年 1 月 5 日（金）から令和 6 年 1 月 19 日（金）までに南丹市商工会に申請して下さい。 (申請用紙は、南丹市商工会本所、各支所にございます)
申請書類	・南丹市小規模企業支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号) ・添付書類 (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記簿謄本の写し） (2) 市税を完納していることを証する書類 (3) 金融機関の発行する支払額明細書(返済予定表) (4) 利子及び保証料の支払いを証する書類又はその写し ※令和 3 年度又は令和 4 年度に申請された方は下記の一部書類を省略できます。 ア) 住所、氏名（名称）に変更がない方・・・(1)の書類を省略できます。 イ) 令和 4 年以前に補助を受けた融資について引き続き利子補給を受けられる方は「返済予定表」の提出を省略できます。

※金融機関が発行する支払利息証明書等は有料です。

◇問合せ先

南丹市役所 商工課 TEL (0771) 68-1008 南丹市商工会 本所(0771) 42-5380



南丹市省エネ機器等導入支援事業補助金【第2弾】について



令和 5 年度に交付された「南丹市省エネ機器等導入支援事業補助金」について南丹市より追加で案内がございました。令和 5 年 7 月に公募された同補助金と同じ内容になります。予算上限に達し次第、締め切りとなりますのでご注意ください。

《対象事業者》

南丹市内に本社、主たる事業者又は店舗を有する事業者又は当該事業者で構成された団体で、市税の滞納がなく、次のいずれかに該当する事業者又は団体が対象となります。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 規約等を定めて共同で事業を実施する任意に組織された団体（商業団体等）
- (3) 農事組合法人又は集落営農組織
- (4) 個人事業主
- (5) その他、市長が適当と認めた事業者

《対象事業》

対象となる事業は、下記に定める省エネ機器を導入する事業です。

・補助対象事業の対象となる省エネ機器は以下の通りです。

エアコン、照明器具、電球、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、エコキュート（電気温水機器）、ガス温水機器、石油温水機器など

・性能条件については同封の南丹市のチラシをご確認ください。

※総額5万円以上（消費税抜）の機器が対象となります。

※導入先の事業所が住居と共用している場合等、専ら事業の用に供する場合以外は対象外となります。

※令和6年2月29日までに事業を完了していただく必要があります。

※1事業者あたり申請は1回限りで7月に実施された同事業の採択者は申請できません。

《助成内容》

予算に限りがありますので先着順に受け付け、予算総額に達した時点で受け付けを締め切ります。（申請書類に不備があった場合、すべて整った時点での受理となります。）

補助率	市内事業者から購入または施工した場合	補助率 3/4 以内 上限 30 万円
	市外事業者から購入または施工した場合	補助率 1/3 以内 上限 30 万円

《申請方法》

持参または郵送でお申込みください。ご提出前に事前相談をおすすめします。

ご相談・持参の場合の受付時間は、開庁日の午前8時30分～午後5時15分

令和5年7月より実施いたしました同事業をご活用された方はご申請いただけません。

《申請窓口》

南丹市役所 農林商工課 商工課 までお問い合わせをお願いします。

電話番号：0771-68-1008



南丹市子育て支援事業オリジナル商品券の発行について



南丹市子育て支援課の施策により、今年度1月中旬よりオリジナルデザインの1000円商品券が発行されます。南丹市在住の0～6歳を育てる家庭を応援する施策となり、以下の写真の通り普段とは違うデザインとなります。通常の商品券と同じく取り扱いいただきますようお願い申し上げます。一律で使用期限は令和6年7月末となります。

子育て支援応援特別商品券



詳細については、別紙のチラシをご確認ください。



壮青年部・青年部・女性部からのお知らせ



壮青年部活動報告 3部で寄り添う冬の大懇親会@津多屋

去る令和5年12月15日（金）に園部町の津多屋にて3部（青年部、女性部、壮青年部）合同での懇親会・忘年会が開催されました。昨年度は夏に3部で寄り集まり、講師をお招きする形で勉強会を開催しました。今年度も引き続き3部での事業として開催に至ることができました。

（右）乾杯の挨拶をされる壮青年部 内藤部長



職員3名を含む合計23名の参加をいただき、それぞれ初見であるケースもあり、全員が自己紹介を行い、和気藹々と懇談が行われました。

その中での各部長より今年度の活動状況が報告され、青年部では30年以上に渡り開催されてきた一大イベント・三輪車レースサンサン祭が今年度でピリオドを打つこと次年度以降ではまた違う形でイベントの企画をしていきたいと報告があり、壮青年部では青年部の先輩として経験値でサポートし、壮青年部の有志で協力したい旨が報告されました。

また、最後に女性部より、来年度は青年部と女性部が個別に動くのではなく互いの強みを出し合い協力して南丹市商工会の3部でイベントを開催していきたいと力強く次年度への抱負を賜りました。

商工会の内部組織として尽力いたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



女性部活動報告

女性部とヒュッゲなトーク会

【第3回目】11月30日（木）に商工会八木本所にて開催されました。

「花シノヅカ」の畑容子部員と「麻田角店」の麻田たづ子部員とのコラボにより参加者の方々とリースを作りながらカメムシの話などで盛り上がりしました。

京都新聞の田中記者も取材に来られ、トーク会の様子を12月15日（金）の京都新聞丹波版に「身近な専門家」知識 地域に還元という見出しで掲載頂きました。



【第4回目】1月30日（火）に「わざどころPON」にて開催予定です。

「わざどころPON」の黒田香菜子部員と「黒胡麻くりえいと」の渡辺典子部員とのコラボにより「お知らせなんたん」でご案内をします。是非ご参加下さい。

アレンジメント・生け花教室

12月19日（火）女性部員交流として「花シノヅカ」の畑講師に「クリスマス用アレンジメント」と「お正月用生け花」を教えていただきました。みなさん和気あいあいとお話ししながら日常の忙しさを忘れる時間となり、同じ花材でもそれぞれに個性があり、楽しいひとときを過ごすことができました。





小規模企業共済のおすすめ



南丹市商工会 会員事業者の皆様 小規模企業共済はご存知でしょうか？
すでに商工会の経営支援員等から案内を受け、加入いただいている事業者さま
いつもありがとうございます。本年度も共済制度を活用し、節税や資産管理に
役立てていただきたく存じます。既にご存じかもしれませんが、再度ご説明します！

小規模企業共済とは？

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる「小規模企業共済制度」。掛金が全額所得控除できるなどの税制メリットに加え、事業資金の借入れもできる、おトクで安心な小規模企業の経営者のための「退職金制度」です。

《メリット》

- ・国が定めた制度で安心安全
 - ・掛金が全額所得控除される。
 - ・共済金の受け取りは一括か分割かを選択できます。
- 一括受取・・・「退職所得」扱い
分割受取・・・「雑所得」扱い

《デメリット》

- ・12ヶ月以内の加入は掛け捨てになります。必ず1年以上は加入してください。
- ・20年未満で任意解約を選択された場合、掛金合計を下回り元本割れの可能性があります。
- ・共済金を受け取られる際には課税されます。

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能**
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止**
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済

小規模共済 検索

Be a Great Small. 中小機構

いずれにしろ長期間の目線で制度理解の上加入していただく必要がございます。
具体的な加入方法については、商工会までお問い合わせください。



南丹市内の中小企業を **南丹市商工会は** **ながく つよく さぽ~と します！！**

挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主や
企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務手
続きに対し「安心」を支援します。

躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」
を支援します。

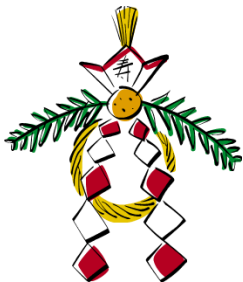
もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」
支援します。

ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

★どんなことでもお気軽にご相談ください！



- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| ☆ 本所(八木支所) | 八木町八木東久保 28-1 | ☎0771-42-5380 |
| ☆ 園部支所 | 園部町上本町南 2-22 | ☎0771-62-0766 |
| ☆ 日吉支所 | 日吉町殿田尾崎 8-1 | ☎0771-72-0224 |
| ☆ 美山支所 | 美山町島島台 51 | ☎0771-75-0021 |

《日吉・美山各支所の開所日時 月・水・金 10:00～16:00》

南丹市商工会ホームページはこちらの QR コードから！！

